

## 文化芸術活動特別助成事業の申込みについて

### 事業目的

障害者の福祉増進を目的として第1種・第2種社会福祉事業を営んでいる社会福祉法人及びNPO法人に対し、文化芸術活動への助成を行うことにより、障害者の個性の発揮と社会参加の促進に寄与する

### 1. 申込の手続

清水基金のホームページから当事業の「申込用URL」を取得申請する

申請後に届くメールに記載されているURLより、専用サイトにアクセスして申込を行う

- ・申込用URL取得申請期間 2026年4月末～6月10日
- ・助成申込受付期間 同年5月1日～6月20日
- ・助成決定時期 2027年1月末（選考結果はメールで通知）

### 2. 申込できる法人・事業所

- ・社会福祉法人：2026年4月時点で社会福祉法人設立1年以上であり、開設後1年経過した事業所
  - ・NPO法人：2026年4月時点でNPO法人設立3年以上であり、開設後1年経過した事業所
  - ・（グループを構成する法人も含めて）上記の条件を満たし、かつ2024年度以降、当事業において助成を受けていない（清水基金と助成金交付契約を結んでいない）法人
- ※他の社会福祉法人・NPO法人と一緒に活動についても申込できますが、その場合、グループの代表となる法人と清水基金が本助成全体に係る助成金交付契約を結ぶ
- ※2023年4月以降、法人全体で不祥事による行政処分・刑事処分を受けていないこと（グループの他法人も含む）

### 3. 申込できる案件

障害者の文化芸術活動（美術・演劇・音楽・舞踏等）に必要な道具・楽器・機器等のうち、以下の条件を満たす案件

- ・申込は1法人（1グループ）1案件、総費用が税込35万円～500万円の案件
- ・助成決定後、当基金との助成金交付契約後に事業着手し、2027年12月迄に納入できる案件

### 4. 助成対象外とするもの

- ・申込物件に公費による補助や他の助成団体等への助成申込が重複している案件
- ・公益事業（日中一時支援等）において使用するもの、建物関連の申込、人件費、会場費、交通費、運営費等
- ・グループの場合、グループを構成する他法人から本事業に別途申込んだもの
- ・当基金の他の助成事業に同一もしくは類似する物件を別途申込んだ場合、当基金の判断により一方を対象外とする

### 5. 助成金額・助成件数

- ・自己負担率：総費用の10%以上（グループの代表となる法人が負担）
- ・助成金額：1案件あたり30万円～200万円
- ・助成金総額：1,500万円、助成件数は20件程度

### 6. 選考基準

清水基金の選考基準により審査する

### 7. その他の留意事項

- ・当事業と並行して当基金の他の助成事業にも申込できます（ただし、同一・類似物件は不可）
- ・当事業は当基金の他の助成事業における助成金申込の制約期間中でも申込できます
- ・事業完了の1年後に活動報告書を提出していただきます
- ・助成金交付は助成物件納入後に行い、自己資金と合わせて一括で業者にお支払いいただきます
- ・必要により申込事業所への事前訪問または事後訪問を行うことがあります